

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール

(令和3年3月1日 施行)

患者への薬学的ケアの充実と疑義照会における待ち時間短縮および処方医師の負担軽減を図る目的で本取り決めに運用することとする。

なお、包括的に薬剤師法第23条第2項（処方箋による調剤）に規定する医師の同意がなされたものとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

但し、処方箋中に疑わしい点がある時は、薬剤師法第24条（処方箋中の疑義）に基づき、必ず疑義照会を行い、疑わしい点を確認した後で調剤を行うこととする。また、本取り決めの実施にあたっての条件は、薬剤師が患者に対して十分な説明を行うことによって患者の同意が得られ、患者に不利益が生じないこととする。

- ・事前合意プロトコールに基づく疑義照会の運用は、当院及び保険薬局双方による「院外処方箋の疑義照会に係る合意書」（以下、合意書）の締結をもって実施されること。
- ・合意書に基づく変更であっても、服用方法・安定性・価格などについて患者に十分な説明を行い、同意を得た上で変更すること。
患者の同意がない場合の変更については、例えプロトコールに基づく場合であっても、疑義照会を行った上でなければ変更できないこと。
- ・先発医薬品において、「変更不可」欄にチェックがある場合、後発医薬品に変更できないこと。
- ・処方内に「剤形変更不可」等の医師のコメントがある場合は、その指示を優先すること。
- ・処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。
また安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限ること。
- ・不明な点がある場合は従来どおり、主治医に疑義照会を行うこと。

【疑義照会不要項目】

- ① 「成分名が同一の銘柄変更」に関する事
- ② 「規格・剤形の変更」に関する事
- ③ 「処方日数(数量)の変更(残薬調整)」に関する事
- ④ 「用法の変更」に関する事
- ⑤ 「一包化・粉碎・混合調剤の変更」に関する事
- ⑥ 「その他合意事項」に関する事

【各項目の概要】

① 成分名が同一の銘柄変更

「変更不可」の指示がない限り、同一主成分が含有されているすべての銘柄（先発医薬品⇔先発医薬品、先発医薬品⇒後発医薬品等）間の変更調剤を可能とする。

Ex) 「グラクティブ錠 50mg」⇔「ジャヌビア錠 50mg」

「タケプロン OD 錠 15mg」⇒「ランソプラゾール OD 錠 15mg」

② 規格・剤形の変更

服薬コンプライアンス等の正当な理由があって、「変更不可」の指示がない場合に限り、規格・剤形（10mg×2錠⇔20mg×1錠等）および内服薬に限り規格・剤形（錠剤⇔OD錠⇔カプセル等）の変更調剤を可能とする。ただし、鎮痛貼付剤は患者が希望する場合にパップ剤とテープ剤の変更調剤を可能とする。

Ex) 「ミヤBM細粒」⇔「ミヤBM錠」

「フロセミド錠 40mg 1回 0.5錠」⇔「フロセミド錠 20mg 1回 1錠」

「サレックス軟膏 0.05% (5g) 2本」⇔「サレックス軟膏 0.05% (10g) 1本」

③ 処方日数(数量)の変更(残薬調整)

薬局において残薬が確認された場合、次回処方日までの処方日数（数量）を減日数（減量）することを可能とする。ただし、処方日数（数量）をゼロにはできない。

- ・ 1回または月 1回服用するビスホスホネート製剤等の処方日数変更などの処方日数の適正化
- ・ 「1日おきに服用」、「透析日」、「月・水・金」等指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化
- ・ 処方日数（減量）の場合は、数日分の余裕をもって調整・調剤を行って下さい。

※ 著しい服薬アドヒアランス低下が認められる場合などの理由等について、当院へ情報提供をお願いします。

④ 用法の変更

- ・ 薬事承認されている「用法」以外の内容が処方箋に記載されている場合、処方医の処方意図を薬剤師が理解でき、薬学管理ならびに薬物療法上も合理性があると薬剤師が判断できるものについては疑義照会を簡素化することができる。

Ex) 医師了解のもとで処方されている漢方薬、制吐剤（ドンペリドン等）、糖尿病薬、EPA製剤の「食後処方」

（※ 食後指示を食前指示へ変更し、服薬指導時には食後服用可であることを説明する）

- ・ 外用薬の用法で「医師の指示通り」または「患部に使用」等が記載されている場合については薬剤師が患者に使用部位を確認し、処方箋の備考欄に追記することができる。

⑤ 一包化・粉碎・混合調剤の変更

患者の希望あるいはアドヒアランス不良が、一包化等行うことで改善されると判断できる場合、安定性のデータに留意し、患者に十分な説明を行ったうえ調剤可能とする。ただし、一包化・粉碎・混合加算を算定する場合は、患者に説明し同意を得ること。

⑥ その他合意事項

- ・合意書を締結した保険薬局名を当院の電子カルテおよびホームページ上に公開することについて、同意ができること。
- ・著しく患者へ不利益を与えた場合には、合意書の締結が解除される可能性があることを理解した上で合意書を締結すること。その際、当院の電子カルテおよびホームページ上にその旨が公開される可能性があることも併せて合意すること。

【その他注意事項】

(1) 疑義照会を簡素化できない事項

以下の項目については、従来通り薬剤師から処方医に疑義照会を行うこと。

- ① 外用薬で剤形を変更する場合。(軟膏⇔クリーム等。ただし、貼付剤を除く。)
- ② 患者の希望等により処方内容や処方日数(数量)を増やすこと。鎮痛貼付剤の貼付枚数・回数や貼付部位を増やす場合も含む。
- ③ 残薬調整によって処方を削除すること
- ④ 「お薬手帳」や薬歴から、薬物相互作用や同種・同効薬の重複処方が考えられる処方を確認した場合。
- ⑤ プロトンポンプ阻害剤、ビタミン剤など投与期間の制限のある薬剤が漫然と処方されていると判断される場合。
- ⑥ その他、薬剤師が必要と判断した事項

(2) 各種問い合わせ窓口

- ① 処方内容(調剤に関する疑義・質疑など)
処方医に電話にて疑義照会を行うこと。
受付時間：平日午前9時から午後5時15分
 - ② 保険内容(保険者番号、公費負担など)
医事経営課に電話にて確認を行うこと。
受付時間：平日午前9時から午後5時15分
- ※ 電話：0192-26-1111 (代表)

(3) 処方医への情報提供の方法

疑義照会に係る報告は様式「院外処方箋に関する患者情報提供書」を用い、「服薬情報提供書(トレーニングレポート)」と区別して報告すること。

- ① 上記の「①成分名が同一の銘柄変更」「②規格・剤形の変更」「③処方日数（数量）の変更（残薬調整）」において疑義照会の簡素化を行った場合は、調剤後速やかに処方医に変更内容の情報提供を行う。
- ② 上記の「④用法の変更」「⑤一包化・粉碎・混合調剤の変更」については、初回の処方時に限り処方医に情報提供を行う。
- ③ 処方医に情報提供した内容は、必ず患者の「お薬手帳」にも記載する。また、薬剤師は患者に対して、毎回の診察時に「お薬手帳」を主治医に提示する旨を徹底する。

令和 3 年 3 月 1 日 施行
岩手県立大船渡病院
気仙薬剤師会